

臨時特例つなぎ資金貸付制度

「臨時特例つなぎ資金貸付制度」とは

離職者を支援するための公的給付（貸付）制度を申請している住居のない離職者に対して、その給付金（貸付金）の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸し付けることにより、その自立を支援することを目的とした貸付制度です。

貸付対象

住居のない離職者であって、次のいずれにも該当する者

- ① 離職者を支援する公的給付又は公的貸付制度の申請を受理されている者であり、かつ当該給付等開始までの生活に困窮していること
- ② 借入申込者の名義の金融機関の口座を有していること

主な貸付条件

- ◆ 貸付限度額 : 10万円以内（これを限度に再貸付可）
- ◆ 交付方法 : 一括交付
- ◆ 貸付利子 : 無利子
- ◆ 延滞利子 : 徴収しない
- ◆ 連帯保証人 : 不要
- ◆ 償還方法 : その給付金又は貸付金の交付を受けたとき（又は申請を却下されたとき）から1月以内に、原則として全額を一括償還する。
但し、これにより難しい場合は、月賦償還とする（償還期限1年以内）。



必要書類

- 借入申込書（所定様式）
- 公的給付等の申請が受理されていることを証明する書類

〔必要な記載事項〕

- 受理した機関の名称、所在地、連絡先
- 受理されている公的制度の名称
- 申請の受理日

〔具体例〕

- ◆ 雇用保険：受給資格者証、安定所の受理印のある離職票1及び2（写）
- ◆ 就職安定資金融資：就職安定資金融資手続き状況証明書（写）
- ◆ 訓練・生活支援給付：訓練・生活支援給付受給資格認定通知書（写）
- ◆ 住宅手当：住宅手当支給申請書（写）
- ◆ 生活保護：生活保護申請書（写）

- 借入申込者の名義の金融機関の預金通帳
- 借用書（所定様式）



● ご相談（お申込）窓口 : お住まいの市町村社会福祉協議会

● お問い合わせ先 : 群馬県社会福祉協議会 電話：027-255-6031